

多度津町農業委員会議事録

令和2年10月20日午前8時56分より午前9時53分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第6号 | 非農地証明願について |
| 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（2名）	9番委員	秋山義充
	13番委員	西山正美

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山 佳久
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

事務局長

そしたら、おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶申し上げます。

会長

失礼します。改めて、おはようございます。

ちょっとまだ、ご案内の時間より早いですが、予定の委員さんはおそろいのようなので、始めさせていただきたいなというふうに思っております。

毎日お忙しい中、10月の定例会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

めっきり秋らしくなって、過ごしやすい気候になりましたと言おうと思っと思ったんですけども、最近、秋というか、もう肌寒い気候が続いておるんですけど、どうぞ体調にご留意いただきたいなというふうに思っております。

また、先日の台風14号につきましても、水稻の収穫時ということで心配のほうをしとったんですけども、雨はあったんですけども、風があまりなくて、あまり被害はなかったのかなというふうに理解をいたしておりますが、おおむね本年間の水稻の収穫も、若干残るところもあるようですけど、ほぼ終了したかなというふうに思っております。

また、町内では、長期採りのミニトマトの収穫も始まり、ブロッコリーの収穫も目前になつとるというふうなときに来とるかというふうに思っております。そういったところにつきましても、今後の作業、十分気をつけていただきたいなというふうにも思っております。

昨日ご案内のとおり、議案内容がたくさんございます。

議案7号につきましては、農業委員さんのほうの人員といたしますか、採決の最後、過半数の問題がありまして、後でそのときに事務局のほうから説明があろうかと思いますが、ちょっと変則的な審議になろうかと思えます。その点、ご理解の上、ご了承いただきたいなというふうに思っております。

そういったところで、先ほど言いましたように、議題がたくさんありますので、簡単ですけどもご挨拶に代えさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、秋山委員さんと西山委員さんが欠席とのご連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は、農業委員14人中12人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、進めさせていただきたいと思います。

初めに、本日の署名委員さんのご指名をさせていただきたいと思います。

11番の山崎委員さん、12番の篠原委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、昨日の小委員会の報告を斯波委員さんのほうでよろしくお願いいたします。

斯波委員

昨日、議案第6号、議案第3号、議案第2号、議案第4号という順番で、白方地区から三井地区、山階、三井、葛原、南鴨、堀江と回ってまいりましたが、特段問題はございませんでしたので、報告いたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまのご報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、進めさせていただきまして、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から7番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番から3番で解約した農地につきましては、議案第4号の農地法第5条申請にて転用予定となっております。

番号4番につきましては、耕作者がほかに貸借しております農地と貸借期間をそろえたいということで解約となりました。

番号5番で解約した農地につきましては、来月以降に農地法第5条

による転用申請予定となっており、番号6番で解約した農地につきましては、議案第2号の農地法第3条申請にて売買予定となっております。

また、番号7番につきましては、12月から別の耕作者が耕作する予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたけれども、地元の委員さんのほうで何かありましたらよろしく願いいたします。

また、ほかの委員さんからのご意見、ご質問もよろしく願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第1号につきましては、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明よろしく願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号1番から4番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番の譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は譲渡人希望となっております。

番号2番の譲渡し理由は経営縮小、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

番号3番の譲渡し理由は労働力不足、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

番号4番の譲渡し理由は労働力不足、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上4件の申請のうち、番号1番と2番につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

番号3番と4番につきましては、取得する2筆の農地を合わせた面

積の合計が2, 266平米と、農業委員会が定める下限面積の3, 000平米を超えておりません。こちらにつきましては、農地法第3条第2項のただし書に、相当の事由があるときはこの限りではないと定められております。この相当の事由の内容につきまして、農地法施行令第2条第3項第1号に、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められることと規定があります。譲受人の●●さんは、ハウスでイチゴを栽培する計画であることから、集約的経営に該当し、下限面積の例外の対象として認められると考えます。

また、その他の要件につきましては、番号1番、2番と同様に、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等ございませんか。

今、説明がありました3番、4番のところで、理由として経営規模の拡大となっておりますけれども、3条のところでの書き方はこういうふうに定められとるというふうなことを聞きましたけれども、実質これは新規就農者というふうなことでご理解いただけたらと思います。

何かご質問ありませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第2号を承認といたしたいと思いません。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありませんが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地で

あると判断をしております。転用理由としては、太陽光発電設備となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年12月15日、工事完了が令和2年12月30日となっており、転用の確実性が認められます。資金計画ですが、建築費は1,100万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断をするものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、説明がありました議案第3号につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号は承認ということでございます。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明よろしく願いいたします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第4号1番から3番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、営農型太陽光発電設備となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年12月1日、工事完了が令和3年3月31日となっておりますので、転用の確実性は認

められます。資金計画ですが、建築費等で合計1,080万円となっており、資金証明書を添付しております。

備考といたしまして、支柱部分と引込み柱のみの一時転用になります。また、支柱部分については、現況は農地以外になりますが、農地以外の課税にすることはありません。営農型太陽光発電設備の申請につきましては、農地転用許可申請になります。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんでしたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として分家住宅となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年12月15日、工事完了が令和3年5月31日となっており、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費で合計3,000万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんでしたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として建て売り店舗用地となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。店舗名は現在不明ですが、内容といたしまして、日用品、加工食品、衣類、化粧品など、物品販売となっております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年1月10日、工事完了が令和3年7月10日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代4筆で5,500万円、造成費3,500万円、建築費3,000万円、合計1億円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当いたします。

また、次ページの議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の

承継を伴う事業計画変更申請書と同時申請になります。

以上3件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、皆さんのほうからほかに何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと思っております。

8番委員

すいません。営農型太陽光発電設備は、普通の発電のパネルとは違うんですか。どういうことなんですか。

事務局

通常太陽光パネルの場合は、先ほどの4条申請のように、地面の上にパネルを敷くだけなんですけども、今回営農型太陽光発電設備というのは、空中部分に太陽光パネル、地面については水稻をするようになっておまして。ただ、営農型太陽光発電設備の申請の場合には、毎年、作物の収量であるとか、結果報告を上げていただいて、それを県、国のほうへ報告するような形になっております。

一般的にはミョウガとかが多いそうなんですけど、今回、水稻という形で申請は上がっておりますので、営農計画等も含めて問題はないとしております。

議長

よろしいですか。

8番委員

珍しいですね。このあたり、多度津では。

事務局

そうですね。前回、同じ●●さんが、平成30年に営農型太陽光発電設備を1件申請しています。そのときに、同じように水稻で耕作されまして、今回新たに規模拡大の申請が出ているので、問題はないと思っております。

8番委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

ちょっと審議には全然関係ないんですけども、●●さん、幸いにご本人さんですので、ちょっと勉強のためにお伺いしたいんですけども。

今、ちょっと話が出たように、平成30年に1つやっております、その後、今説明があったように、水稻を今年栽培したというふうなことで。ちなみに、差し支えがもしなかったら、今言うパネルの下で水稻栽培して、どのぐらいの収量というか。作業はしにくいんやっと思像はつきますけども、収量というのはどんなだったんです。

推6番委員 去年が、初めての受精だったんですけども、収量はほとんど変わらなかった。

議長 上が有ると無いと比べて。

推6番委員 無いときと比べてです。

議長 ほお。

推6番委員 ただ、今年がちょっとどうなのかなという感じで。ちょっと青靱が多かったのと、まだ詳しいデータが農協のほうから出てないので分かりませんが、8割以上の収穫があれば何も問題ないということで。

議長 そうですか。

推6番委員 はい。作業的に1.5倍かかるんです、全て。

議長 そうやろうな。

推6番委員 耕運から田植から稲刈りまで。もうそれは仕方ないな。

議長 あんだけ支柱が建っとったら、当然。
もう一つ、当然、水稻で水を入れるんで、支柱なんかの腐植というか。

推6番委員 それは全然ないです。

議長 ないですか。

推6番委員 はい。ただ、最初に設営したのは、水稻、田植以降は太陽光が入るようにパネルの角度を変更するようにしてるんです。ちょっと北向きに20度変えるとか、そういうんで、日光がかなり入るようにはします。

議長 ありがとうございます。
ほかに何かないですか。
それこそ、3番の、ちょっと面積が、説明があったように、もったいないような田んぼがなくなるというふうなこと、中村委員さんかな、地元。

8番委員 はい、そうです。

議長 特に何か聞いとることない。

推8番委員 やっぱり、どんなお店が来るのかというんが最初、皆さん心配していたようで、まだはっきり店舗の内容が見えてこないんで、その心配は周囲はしてるみたいです。
どういふ店舗が来るのかというて聞いたんですけども、やっぱり大手は大手らしいんですけど、もし名前を公表しとって、その契約が破棄になったときに、その企業のイメージダウンが非常にあるんで、ちゃんときちんと契約できてから発表させていただきたいということ

でした。

議長

ありがとうございました。

何かほかにご質問ございませんか。

(なし の声あり)

議長

特段ないようでしたら、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議はないということで、議案第4号を承認といたしたいと思いません。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について事務局よりお願いします。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

【議案第5号1番について 議案書を基に朗読】

また、補足といたしまして、先ほどの議案第4号、番号3番、農地法第5条申請との同時許可申請になります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまのご説明ですけれども、何かご意見等ありましたらご発言よろしくをお願いします。

(なし の声あり)

議長

特段ないようですので、議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございます。異議はなしということで、議案第5号は承認といたします。

続きまして、議案第6号 非農地証明願について事務局よりお願いいたします。

事務局

議案第6号 非農地証明願について。

【議案第6号1番について 議案書を基に朗読】

非農地となった理由につきまして、昭和42年より以前に、農地として使用していましたが、昭和42年頃に旧さぬき浜街道を整備した残地部分となります当該土地は、擁壁の上に整備された農地となり、使用はできない状態となりました。未使用のまま現在に至り、現況は山林化し、農地としては利用はしていません。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらご発言、いただきたいと思います。

7番委員

これは、地目は畑で、非農地証明になったら、雑種地みたいな感じになるんですか。

事務局

申請は山林として出ています。現況は山林化していますので、その後、所有権移転をするような目的になっております。

7番委員

地籍が入ったら、もうこんなんは簡単に変わってしまうやけど。雑種地に全部変わってしまいよる。山林にやったらあれやけど。

事務局

地籍調査が入る前に、先に申請が上がってききましたので、こちらは受付して問題ないかなと判断しました。

推7番委員

去年、地籍終わっとんちゃうん。

議長

村井委員さんのとこやな。

推7番委員

うん。

議長

おととしに北山のほうの山の上のほうと向こう側辺り、地籍して、あのときに終わったんですか。去年したんですか。

推7番委員

そのときには、私も立会いに行った。

職務代理(3番)委員

ちょうど下からカーブしとるわな。

推7番委員

そうそう。池の手前の上り坂のとこな。池のほうへ向いて行ってたら左手の斜面やな。

議長

これ、おととしやな。去年は三井やったか。ほんなら、そのときに山に返ったんですか。

推7番委員

そのときは、俗に言う所有者が立ち会って、言うたら、初めて見たわという人もおるし。

議長

すいません。去年は三井地区やったんで、おととしやな、もししたのなら。おととししとる分やったら、この秋、もう今の時期に、なあ、大谷委員さん。

推4番委員

いや、青木地区の山林部分をした年だったと思うんです。

議長

その前やな、それやったら。

推4番委員

それと同じぐらいだと思うんで、登記が済んどんでないかと思うんやけど。

議長

うん、それやったら。おととしの分が今年、今、この秋に登記になるはずなんや。そのもう一つ前の、今、大谷委員さんが言うた、最初の取っかかりのあの山のときにしたんやったら、もう一つ前やきに、

地目変えたんなら登記は済んだから。

職務代理(2番)委員 だけど、もう畑でしとったらしょうがない。今直さなあかん。

議長 見たら、畑になっとんよな。

7番委員 畑で登記しとった。

推7番委員 多分そのまま地目が変更してのうて、耕作の土地の面積だけの確認でくい打ちに立ち会うたというだけやろ。

5番委員 立会やね。

議長 現実は今、畑になっとるようなんで、この議案についてはこれが生きてくるといふか。

事務局 問題ないかなと思います。

7番委員 別に金がかかるやろ、こういうのは証明を取るから。

事務局 そうですね。こちらは、証明をして、その後、登記を直さないかんので、当然、個人で法務局へ行ってもらいます。

7番委員 そんなんやったら、地籍のときに山林やったら山林と言うときゃええのにな。

事務局 別途費用はかかりますが、こちらでは分からないところなので。

議長 本人次第のやる気になるけど。

7番委員 余分な金かけて。

議長 いずれにしても、今回の議案については、先ほど言いましたように、このとおり議案審議したらええと思います。

ほかにご質問ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第6号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで承認といたしたします。

続きまして、議案第7号につきましてですけれども、冒頭に若干、挨拶のところでも触れましたけれども、そのことについて、まず、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてですけれども、冒頭に事務局より審議の内容についてご説明をお受けしたいと思っております。よろしくお願ひします。

事務局長 それでは、第7号の審議の方法についてご説明させていただきます。

第7号議案では、議案に係る農業委員の方が全部で7人いらっ

しゃいまして、そのうち本日出席されている委員の方は6人いらっしゃるんですが、該当する6人の方が同時に退席された場合、議決に必要なになっている出席農業委員の過半数、本日の出席委員さんの数でいいましたら12人ですので、その過半数である7人以上を確保する必要があるんですが、それができなくなりますので、第7号議案を2回に分けてご審議をお願いしたいと思います。

分け方としましては、まず8ページから24ページに関する案件につきまして、土田副会長さんと横關委員さんと矢野委員さんに一時ご退席いただいて、残った委員さんでご審議をお願いしたいと思います。

その次に、25ページから32ページから最後までなんですけども、案件につきまして、大西会長、それから横關委員さん、伊達委員さん、それからムカイ・ファームの代表理事である山崎賢三委員さんに一時ご退席いただきまして、残った委員さんでご審議をお願いしたいと思います。

審議方法については以上です。

議長

今、局長のほうから説明がありましたような理由について、そういう分け方をいたしましたけども、これにつきましてはそうせざるを得ないので、どうぞご了承いただきたいなというふうに思っております。

よろしいですか。

(異議なし の声あり)

議長

特にないようですので、それでは議案第7号の審議に入りたいと思います。

取りあえず、この場では8ページから24ページまでの説明をお願いします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします土田委員さん、横關委員さん、矢野委員さん一時退席をお願いします。

(土田委員・横關委員・矢野委員退席)

議長

それでは、先ほど言いましたように、事務局のほうから、8ページから24ページの説明をいたしますので、それについての承認を審議いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局

議案第7号をご覧ください。

多度津町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。合

計で105件、20万8,260.65平米の申請があり、期間借地を含む使用貸借権及び賃借権での設定になります。内訳としまして、更新が15件、3万948.65平米、新規が90件、17万7,312平米になります。

補足といたしまして、11ページから32ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、10月22日より公告縦覧となります。

なお、今回利用権にて申請がありました17件につきましては、本人が利用権の申請を希望したもののほか、一部相続が完了していない農地についての貸借を8ページから10ページに記載しております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいまご説明がありました範囲での審議のみということでご理解いただいて、何かご意見、ご質問等がございましたら、よろしく願います。

ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第7号、8ページから24ページまでについて承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議ないようですので、8ページから24ページまでの7号議案について承認することといたします。ありがとうございます。

(土田委員・横關委員・矢野委員着席)

議長

続いての25ページからですが、私も退出ということで、そこから後は土田副会長さんのほうで議長を務めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

職務代理人(2番)

引き続き、会長がのきましたので、代理でやらさせていただきます。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします大西会長さん、横關委員さん、伊達委員さん山崎賢三委員さん一時退席をお願いします。

(大西会長・横関委員・伊達委員・山崎委員退席)

職務代理者(2番) 事務局から説明をお願いします。

事務局 引き続き、議案第7号についてご説明させていただきます。

多度津町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。合計で105件、20万8,260.65平米の申請があり、期間借地を含む使用貸借権及び賃借権での設定になります。内訳としまして、更新が15件、3万948.65平米、新規が90件、17万7,312平米になります。

補足といたしまして、11ページから32ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、10月22日より公告縦覧となります。

なお、今回利用権にて申請がありました17件につきましては、本人が利用権の申請を希望したもののほか、一部相続が完了していない農地についての貸借を8ページから10ページに記載しております。

以上です。

職務代理者(2番) では、24ページから以降の案件について、何かご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

8番委員 すいません、ちょっと教えていただきたいんですけど、使用貸借の期間、これ、いろいろ、もう5年の人もおりゃあ10年の人もおる。これ、期間はどういうふうにして決めるんですか。

事務局 8ページから10ページの利用権につきましては、貸付人と借受人の当事者間が期間を、当事者間で好きな期間を決めていただくようになります。

8番委員 10年以内だったら自由に。

事務局 10年以上でも大丈夫です。

8番委員 10年以上でも大丈夫なんですか。

事務局 はい、大丈夫です。

8番委員 制限はないんですね。

事務局 大体最長で20年ぐらいで設定される方もいらっしゃいます。

11ページ以降の農地機構を通じた貸借につきましては、最短が6年以上の貸借期間を設定していただくようお願いしています。

8 番委員 ありがとうございます。

職務代理者(2番) ほかにありませんか。

(なし の声あり)

職務代理者(2番) そしたら、25ページから32ページまでを承認することにご異議
 ございませんか。

(異議なし の声あり)

職務代理者(2番) 異議なしということで、25ページから32ページまでの7号議案
 について承認することといたします。

(大西会長・横関委員・伊達委員・山崎委員着席)

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第7号、全て承認ということでよろしく願いいた
 したいと思います。

それでは、一応議案のほうは、これで議案審議は終わりというこ
 とで、その他について事務局よりお願いいたしたいと思います。

事務局長 それでは、事務局より4点ご報告させていただきます。

1点目は多度津町農業委員会運営覚書の差し替えについて、2点目
 は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は耕作放棄地調査結果
 の活用について、4点目は農業新聞の普及についてです。

事務局 **【その他4点について事務局より説明】**

事務局長 引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

11月の小委員会は、19日木曜日午前9時から第1会議室で行い
 ます。当番委員さんは、7番矢野委員さん、それから推進委員さんは
 4番大谷委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は20日金曜日午前9時から、同じく第1会議室で行いま
 す。署名委員さんは13番西山委員さん、14番細川委員さん、4番
 三野委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思います。よろしく
 お願いします。

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございました。

閉会后、先ほど局長のほうから話がありました、普及活動をさせて
 いただきたいと思います。

以上で定例会の全ての議案なり報告、その他の報告事項についての
 審議が終わりましたがけれども、全体にわたりまして、何かご意見、ご
 質問等あれば。もちろん、今日の内容だけでなしでいいんですけど
 も、何かありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

これで閉会をいたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。